（報告の徴収）

第七条　［略］

2　使用者（法第五十七条第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　［略］

（危険時の措置）

第八条　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十二条　第四条第二項の書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第１の３（第10条関係）

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第６項において準用する同法第12条第７項の規定による

［略］

備考　［略］

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［略］

２～５　［略］

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二～四　［略］

７・８　［略］

（報告の徴収）

第七条　［同上］

2　使用者（法第五十六条の三第五項に基づき原子力規制委員会が定期に行う検査を受ける者を除く。）は、工場又は事業所ごとに、別記様式第一の二による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3　［同上］

（危険時の措置）

第八条　［同上］

2　［略］

3　［略］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十六条の三第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第十二条　第三条の五第二項の書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

様式第１の３（第10条関係）

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第56条の３第６項において準用する同法第12条第７項の規定による

［同上］

備考　［同上］

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　［同上］

２～５　［同上］

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り

二～四　［同上］

７・８　［同上］